

令和元年度第11回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和2年2月5日（水）
午前9時30分～午前11時00分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 21人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一
委 員 1番 大場 忠勝 2番 大橋 芳信
3番 大浦 清貴 4番 山崎 巖
5番 若林 勉 6番 福山 英則
7番 仲田 茂男 8番 北森 正誠
9番 菊 正士 10番 渡辺 正
11番 金田 修一 12番 金木 洋子
15番 熊本 孝信 16番 中島 潔
17番 茶木 俊一 18番 五十嵐英夫
20番 中井 義則 21番 奥野 健一
22番 高瀬 豊信
4. 欠席委員 13番 高瀬 昌弘 14番 島田 一郎
5. 議 題 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第46号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定
による許可申請について
議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規
定による農用地利用集積計画の決定について
議案第48号 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面
積（別段の面積の設定）について
議案第49号 農地の実勢賃借料の情報提供について
議案第50号 農作業標準料金・賃金の設定について
6. 報告事項 報告事項第47号 農地法第3条の3第1項の規定による受
理について
報告事項第48号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第
1項第7号の規定による受理について
報告事項第49号 農地法第18条第6項の規定による通知
について
報告事項第50号 農地法第5条第1項の規定による許可の
取消しについて

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、13番高瀬委員、14番島田委員から欠席届があり、出席委員数は21名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和元年度第11回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案6件、報告事項4件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。8番北森委員、9番菊委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第45号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

なお、13番は、〇〇委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事務局 議案第45号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから5ページまでです。

今回の申請件数は14件で、申請面積は20,479.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番から3番は譲受人が同じであり、新設道路工事に伴う収用により、代替地として所有権を移転するものです。

4番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

5番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。

6番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

7番と8番は譲受人が同一世帯であります。

7番は、相手方の要望により、使用貸借権の設定をするものです。

8番は、耕作不便により、所有権を移転するものです。

9番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

10番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。

11番と12番は、自作地の相互交換により、所有権を移転するものです。

13番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

14番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

1番から4番について、欠席届を提出している委員でありますので、事前に報告を受けている事務局から報告をお願いします。

事 務 局 1番から4番は高瀬委員です。1番から3番について、譲受人が同じですので一括して報告いたします。1月31日に譲受人と盛田推進委員に立ち会っていただき、現地調査を行っておられます。現況は田で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件いずれも各要件を満たしており、生産組合長も同意していることから特に問題はない、と報告を受けております。

4番について、1月26日に譲受人と盛田推進委員に立ち会っていただき、現地調査を行っておられます。現況は田と畑で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件いずれも各要件を満たしており、生産組合長も同意していることから特に問題はない、と報告を受けております。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、13番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思いません。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、13番を除き、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、13番を除き、申請どおり「許可」することといたします。

続きまして、13番について、審議いたしますので、〇〇委員は退室をお願いします。

<〇〇委員退室>

会 長 それでは、13番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、13番について、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、13番について、申請どおり「許可」することといたします。

〇〇委員は入室をお願いします。

<〇〇委員入室>

会 長 改めまして、議案第45号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第46号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第46号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は6ページから10ページまでです。

今回は、4条申請3件、5条申請9件で、面積は合計7,850㎡です。申請内容について、ご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

7ページの1番は農作業場・格納庫等の農業用施設を整備する

ものであります。相続の手続きを行っている際、現在利用している農業作業場及び格納庫等の敷地が農地となっていることが判明したため、今回是正するものであります。なお、申請書には始末書の添付もごさいます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

2番は、住宅敷地を拡張するものであります。相続の手続きを行っている際、現在宅地と一体利用している農業作業場及び格納庫等の敷地が農地となっていることが判明したため、今回是正するものであります。なお、申請書には始末書の添付もごさいます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

3番は、住宅敷地を拡張するものであります。固定資産を確認したところ現在宅地と一体利用している農業作業場及び格納庫等の敷地が農地となっていることが判明したため、今回是正するものであります。なお、申請書には始末書の添付もごさいます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、許可基準は、「集落接続」を適用しております。

8ページの5条の1番は、駐車場及び資材置場を整備する計画であります。業績が伸び、事業の拡大を図る際、資材置場や駐車場が不足するため、今回整備を計画し、申請するものであります。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、許可基準は、「既存敷地拡張」を適用しております。

2番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため可能な限り実家に近い場所を選定したものであります。申請地は、市街化区域に近接する区域内にある農地の区域で市街化が見込まれる第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

3番は、店舗併用住宅を建築する計画であります。今回整備するにあたり、駐車場として借りていた申請地が無断転用であることが判明。是正すべく、改めて今回の店舗併用住宅を整備するものであります。なお、申請書には始末書の添付もごさいます。申請地は、10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、許可基準は、「集落接続」を適用しております。

4番は、駐車場を整備するものであります。大規模な葬儀や小規模な葬儀等を既存敷地にて行っておりますが、駐車場が不足しているため、今回申請するものであります。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、許可基準は、「既存敷地拡張」を適用しております。

5番は、一般住宅を建築する計画であります。令和元年9月総会にて議決いただき、「使用貸借権の設定」にて農地転用許可をしたものですが、諸般の事情により、「所有権の移転」に権利移動いたしたく、一旦許可を取り消し、改めて許可をいただきたく申請するものであります。なお、この後の報告事項第50号の案件と関連しております。申請地より半径500m以内の範囲の中に地区センター、医療機関があり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

6番は、一般住宅を建築する計画であります。相続財産を処分することとなり、固定資産を確認したところ、住居が長年無断転用の状態であることが判明した。今回これを是正すべく、新たに住宅を建築するものであります。なお、申請書には始末書の添付もごさいます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

7番は、一般住宅を建築する計画であります。親の通院を手伝っていることから、通院に便利な場所を選定したものであります。申請地より半径500m以内の範囲の中に医療機関が2箇所あり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、第3種農地となり、「原則許可」案件となります。なお、一部の農地の筆につきましては、接道する道路に上下水管が敷設されていないことから、その一部につきましては、第2種農地となり、「代替可能性なし」を適用しております。

8番は、一般住宅を建築する計画であります。申請者の勤務地や両親の通院等を考慮し、申請地を選定したものであります。申請地より半径500mの範囲に地区センター、保育施設があり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

9番は、共同住宅を建築する計画であります。共同住宅の需要があり、申請者実家の隣に建設することから、不動産のメンテナンス等も容易に実施できる立地条件であることから、申請されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の集団規模に属

する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、許可基準は、「集落接続」を適用しております。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

2番について、欠席届を提出されている委員の担当地区でありますので、予め報告を受けている事務局から報告をお願いします。

事 務 局 2番は島田委員の担当であります。現地確認したところ、申請地は無断転用もなく、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能に支障がないことから、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがないことを確認されており、問題となることは無いとの報告を受けております。

(1番を除く各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 5条申請の1番について、地区担当委員であります仲田委員から報告をお願いします。

仲 田 委 員 1月25日に私と東狐推進委員と地域総代の●氏と現地確認をいたしました。

今回、△△△△の事務所横に資材置場、駐車場を計画されたものですが、隣接耕作者の同意については特に問題なくとっておられます。しかし、既存地と申請地の境にある、用水、農道については、施工に際して農道をかさ上げする可能性があるということで、そのことについて地域での同意、施工手法についてきちんと示されていない。このことについて同意が必要なのではないかと指示したところ、早々に地域の関係者、申請者に了解を得るという話でありました。25日から現在まで10日以上経っているが、同意書にハンコをもらえる状況になっているが、総会には間に合わなかったということで、おおむね同意いただいているということもありますが、今回の総会では、周辺の農地等にかかる営農に支障をきたしかねないということで、継続審議にさせていただきたい。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

事 務 局 5条の1番の案件について、継続審議というご発言がありまし

たが、どのようにお考えですか。

周辺の営農に支障をきたさないということまでは、書類の確認ができていないということでありまして、申請者の提出状況にもよりますが、許可が1か月遅れるということについて、注意が必要です。

あくまで周辺の営農に支障をきたさないという条件が満たされていないとしたら、それについてみなさんにお諮りしたいということで仲田委員よりご発言されております。

会 長 議案第46号農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番の案件について、書類が整い次第、継続審議とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第46号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、第5条1番を除いた案件について、「許可相当」とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第46号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、第5条1番は継続審議、第5条1番を除いた案件について、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第47号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。なお、20ページの34番から21ページの56番までと30ページの115番は、▲▲委員が役員を務める法人に関する事項、32ページの129番は、□□委員の同居の親族が役員を務める法人に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 議案第47号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、11ページから33ページです。

今回は142件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～2年が4件、3～5年が23件、6～9年が12件、10年が103件です。設定面積は、933, 216.44㎡です。

13ページ1番から19ページ31番は、農地中間管理機構を通すものであります。19ページ32番から33ページ142番が相対であります。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、34番から56番、115番、129番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、34番から56番、115番、129番を除き、異議については、ないものといたします。

続きまして、34番から56番、115番について、審議いたしますので、▲▲委員は退室をお願いします。

<▲▲委員退室>

会長 それでは、34番から56番、115番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、34番から56番、115

番について、異議は、ないものいたします。

▲▲委員は入室をお願いします。

<▲▲委員入室>

会 長 続きまして、129番について、審議いたしますので、□□委員は退室をお願いします。

<□□委員退室>

会 長 それでは、129番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、129番について、異議は、ないものいたします。

□□委員は入室をお願いします。

<□□委員入室>

会 長 改めまして、議案第47号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第48号農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積(別段の面積の設定)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第48号「農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積(別段の面積の設定)」について」次のおり定めることについて、議決を求めるものであります。
まずは資料2ページをご覧ください。

『別段の面積』設定の概要です。

農地を農地として貸借する場合や売買する場合など、農地の権利移動をするときは、農地法第3条により農業委員会の許可を受けなければならないとされております。

その許可の審査に際して必要な4つの許可要件のうち、④の「下限面積要件」につきましては、平成21年の農地法改正により、農業委員会は市町村の区域の全部または一部において、農林水産省令で定める基準（『別段の面積』の設定基準）に従い、下限面積の範囲内で下限面積を緩和する面積、いわゆる『別段の面積』を定めることができることとなりました。

農林水産省が定める『別段の面積』の設定基準につきましては、農地法の施行規則第17条に規定してあり、第1項では

- ① 『別段の面積』を定める区域は、自然的、経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。
- ② 『別段の面積』の単位はa（アール）とし、その面積は10a（アール）以上であること。
- ③ 『別段の面積』を定める区域内において、定めようとする「別段の面積」未満の経営面積である農業者が、その区域内の農業者の総数の40%未満でないこと。

となっております。

また、同条第2項では、第1項の基準にかかわらず、

- ① 『別段の面積』を定める区域内に、耕作などがされておらず、かつ、引き続き耕作などがなされないと見込まれる農地、いわゆる遊休農地などが相当程度あること。
- ② 下限面積（50a）未満の農地などを耕作する者が増加することにより、『別段の面積』を定める区域内及びその周辺地域における農地などの効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずることがないこと。

となっており、これらの基準により、『別段の面積』は、担い手が不足または遊休農地化が進んでいるなどの理由や、新規就農を促進させたい場合、また中山間地域であることから農業者の経営規模が小さく、下限面積50aを満たすのが困難である場合など、地域の実情を踏まえて設定することができるかとされております。

この『別段の面積』について、富山市の設定の考え方としまして、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の基本的な考え方にもありますように、富山市は、平坦地と中山間地が混在して

おり、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進していかなければなりません。特に中山間地では遊休農地の発生が懸念されることから、その発生拡大防止に努めていく方策として『別段の面積』を設定するものあり、その設定根拠としましては、施行規則第17条の第2項を適用し、農地の保全と有効利用に、新規就農の促進が不可欠であると判断した中山間地域内において『別段の面積』を定めております。

この「中山間地域」につきましては、資料の5ページ、富山県が“中山間地域と定義している「山村振興地域」や「特定農山村地域」の指定区域”の範囲内、地図では富山市の白色以外の色のついている部分であります。

富山市では、平成21年12月15日告示第2号で「別段の面積」を設定いたしました。

その設定内容については1ページに記載しておりますが、設定面積については10a、設定区域については記載のとおりで、この区域につきましては、平成21年の設定以降、変更は行っておりません。

なお、地図では、6ページの赤線の南側部分（下部分）が『別段の面積』を設定している区域になります。

4ページの3ですが、この『別段の面積』につきましては、設定の有無にかかわらず、毎年農業委員会において審議し、決定することが求められております。

事務局といたしましては、昨年度には中山間地域以外の平地にも「別段の面積」を設定するよう要望も一部の住民の方からありましたが、富山市としての基本的な考え方に変更はなく、設定の面積及び区域については従来どおりと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積の設定）について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

菊 委 員 遊休農地等があれば下限面積10aを下回ることも可能だが、従来通り10aとするということか。

事 務 局 別段の面積を設定している区域については、下限面積を10aに

するという事です。

会 長 他にご意見はございませんか。

会 長 ただいまの意見を踏まえまして、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積の設定）について、原案通りとすることに異議ありませんか。

（異議なしとの発言あり）

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第48号農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積の設定）について、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第49号農地の実勢賃借料の情報提供について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第49号「農地の実勢賃借料の情報提供」について
農地法第52条の規定に基づく農地に関する情報提供、及び農業委員会等に関する法律第6条第3項第2号に規定する事務（農業一般に関する情報の提供）として、令和2年分農地の実勢賃借料を次のとおり情報提供することについて議決を求めるものであります。

それでは、資料13ページをご覧ください。

農地の実勢賃借料は、平成21年の農地法の改正に伴い、標準小作料制度が廃止されたことにより設けられた制度であり、農地の貸し借り、いわゆる賃貸借契約を締結する場合の目安として、毎年、公表しているものであります。

富山市では、農地法運用通知に規定されている、賃借料水準の計算に基づいて、算定を行っております。

賃借料情報を提供する区分としては、作物区分として、昨年は「田（水稻）」及び「畑（普通畑）」の2区分でしたが、本年は「畑（樹園地）」につきましても5件以上のデータがありましたので、3区分とし、地理的区分としては、「合併前の旧市町村地域（富山、大沢野、大山、八尾、婦中、山田、細入）」の7区分を設定しております。

賃借料の算定に係るデータについては、設定する年の前年、令和2年分の場合は、平成31年の1月から令和元年12月までの月次総会における相対の利用権と、農地中間管理機構利用権から

収集をしております。

ここで、賃借料水準の算定に際して、収集したデータの中から、「貸借の対価が現物または無償であるデータ」と、明らかに特別の事情の下で貸借があるデータ（親類間の取引や特殊な作物を前提とした取引など）で、地理的な情報提供区分内の平均に比べて、著しく低額（30%未満）あるいは高額（170%超）であると認められるデータを除外しております。

なお、作物区分及び地理的区分ごとに収集した賃借料データから、除外対象となるデータを除外したうえで、5件以上のデータがある場合に設定を行うこととしております。

また、昨年から委員の皆さんに、この賃借料についてご協議いただきました結果を受け、今回から参考として、賃借料の算定には含めておりませんが、無償のデータの筆数を記載しております。

令和2年分の農地賃借料水準の算定結果につきましては、事務局（案）を12ページにお示しさせていただいておりますのでご覧ください。

まず、「田（水稻）の部」でございますが、10アール当たり、富山地域については、データ数（筆数）963件を使用しまして、平均額7,103円、最高額12,000円、最低額2,352円であります。

大沢野地域については、データ数536件を使用しまして、平均額5,379円、最高額8,500円、最低額1,800円であります。

大山地域については、データ数353件を使用しまして、平均額6,550円、最高額10,000円、最低額2,250円です。

八尾地域については、データ数289件を使用しまして、平均額5,524円、最高額6,500円、最低額3,000円となります。

婦中地域については、データ数1,109件を使用しまして、平均額6,964円、最高額12,000円、最低額2,625円となります。

山田地域、細入地域については、実績なしであります。

なお、参考として、富山市全域、データ数3,250件の平均額については、6,571円となります。

次に、「畑（普通畑）の部」ですが、10アール当たり、富山市全域について、データ数14件を使用しまして、平均額4,943円、最高額7,700円、最低額3,000円となります。

なお、畑（普通畑）につきましては、各地域に区分をすることにより、データ数が5件未満となる地域が多数存在することから、

昨年同様、提供区分を全域としてございます。

また、「畑（樹園地）の部」ですが、一昨年までデータ数が0件であったため、表から削除しておりましたが、昨年はデータ数が6件ありましたので、改めて記載するものです。

富山市全域について、データ数6件を使用して、平均額21,675円、最高額30,000円、最低額10,000円となっております。

以上が、令和2年分の農地賃借料水準（案）でございます。

農地賃借料水準（案）については、あくまで農地の貸し借りを行う場合の賃借料の目安として、情報提供をさせていただくものであります。

実際は、農地の賃貸人と借借人の双方にて、この賃借料情報を目安にいただき、農地の形状、大きさ、場所などを考慮し、協議・決定をいただくということになります。

なお、参考までに、令和2年分を含めた、過去5年の農地賃借料水準推移表を、14ページに掲載しております。

年によって、金額に差がありますが、これは、算定に使用するデータ数や金額が異なるためであります。

以上、令和2年分の農地の実勢賃借料の情報提供につきまして、ご審議をいただきますようお願いいたします。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農地の実勢賃借料の情報提供について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

仲 田 委 員 無償と現物については算定から除外するということですが、それはなぜか。

事 務 局 無償についてですが、あくまでも実勢賃借料とは賃借料が発生しているデータを使用するものであるため除外しております。現物は金額に換算するのは難しい。

中 島 委 員 推移表を見ると、平均額が年によってかなりばらつきがあるが。

事 務 局 算定には前年1年間に締結された利用権のデータを使用しております。契約期間が1年というところはあまりないため、その年によっては利用権を設定する地区にばらつきがあり、このように平均額にばらつきがあるのかと考えられます。

会 長 他にご意見はございませんか。

会 長 他にご意見、ご質問等がないようですので、農地の実勢賃借料の情報提供について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第49号農地の実勢賃借料の情報提供について、異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きます、議案第50号農作業標準料金・賃金の情報提供について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第50号「農作業標準料金・賃金の情報提供」について
農地法第52条の規定に基づく農地に関する情報提供、及び農業委員会等に関する法律第6条第3項第2号に規定する事務（農業一般に関する情報の提供）として、令和2年分の農作業標準料金・賃金を、次のとおり情報提供することについて議決を求めるものです。

令和2年分の「農作業標準料金・賃金（案）」につきましては、16ページのとおりであります。それでは、資料の17ページをご覧ください。

「農作業標準料金・賃金」は、農作業の受委託を行う場合における農作業別の標準的な料金や一般的な農作業の賃金の基準を提供しているものであります。

富山市における「農作業標準料金・賃金」ですが、まず「農作業標準賃金」につきましては、農業機械などを使用しない、一般的な農作業を行う場合の標準的な賃金として、1日8時間の金額を提供しております。

この「標準賃金」につきましては、3年に1回の基準年に設定し、原則3年間適用するものとしており、昨年（平成31年（令和元年））が基準年でありましたので、元年から3年分についての設定を行ったものであります。

なお、設定後は、毎年見直しを行い、農業環境の変化など、著しい変動があると認められる場合、本市では5%の増減がある場合としておりますが、標準賃金の設定額の変更協議などを行うこととしております。

それでは、令和2年分の「農作業標準賃金（案）」についてご説

明いたしますので、資料19ページの別紙1をご覧ください。

平成31年1月から令和元年10月までの、農林漁業求人の平均月額賃金は、左の表のとおりとなっており、平均しますと、月額賃金は212,500円となっております。

平成29年から令和元年までの3年間の平均月額賃金は201,034円となり、これをひと月の標準勤務日数21日で割戻した日額賃金は、9,500円となります。

これを、昨年設定した額9,200円と比較しますと3.26%の増となりますが、増減幅は基準としている変動範囲の5%未満でありますので、令和2年分の標準賃金は昨年設定した料金9,200円をそのまま据置きと考えております。

次に、「農作業標準料金」につきましてご説明いたしますので、資料の17ページへお戻りください。

「農作業標準料金」につきましては、農業機械などを使用して、農作業を行う場合の標準的な料金として、ほ場整備された30アール区画における10アールあたりの金額を提供しているもので、標準料金の算定につきましては、農業機械の利用に係る経費を算定し、標準料金としております。

この標準料金につきましては、「水稻」、「大麦」、「大豆」などの区分を設定し、その区分を、使用する農業機械と実施する作業で、細分化して設定をしております。

この「農作業標準料金」につきましても、「標準賃金」と同様に、3年に1回の基準年に設定を行い、原則3年間適用、ただし著しい変動があると認められる場合、本市では富山県農業会議が定めている変動範囲と同じ5%の増減がある場合において、変更協議を行うこととしているもので、昨年、令和3年までのものを設定したところであります。

資料の20ページ 別紙2をご覧ください。

農作業標準料金につきましては、昨年設定する際に、富山県農業会議が算定された標準料金を適用することとしており、今年算定された標準料金につきましては、記載のとおりであります。その金額に5%以上の大きな変動があったものはなく、富山県農業会議として、料金改定についての実施指導は行わないということですので、富山市として情報提供する農作業標準料金も昨年の標準料金をそのまま据え置きと考えております。

なお、資料の18ページに記載してありますように、この「農作業標準料金・賃金」につきましては、総会で議決をいただいた後、市のホームページに掲載し、また「広報とやま3月5日号」と、3月下旬に発行の「農政だより」に掲載して、農家の方々に

情報提供を行う予定としております。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農作業標準料金・賃金の情報提供について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、農作業標準料金・賃金の情報提供について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第50号農作業標準料金・賃金の情報提供について、異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。
報告事項第47号 農地法第3条の3第1項の規定による受理について
報告事項第48号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について
報告事項第49号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第50号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第47号農地法第3条の3第1項の規定による受理について、ご報告します。議案書は34ページから40ページです。

今回の受理件数は18件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、3番について、当初希望があり農業委員及び農地利用最適化推進員に依頼しましたが、依頼者から購入予定者が見つかったとの申し出があり、取下げとなりました。

報告事項第48号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは41ページから47ページまでです。

今回の受理件数は、4条が2件、5条が14件、合わせて16件、面積は合わせて19,736.07㎡となっております。

内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

43ページ2番は、受理通知日が空欄となっておりますが、事業面積が1000㎡以上の建物が伴う事業であるため、開発許可が必要であり、開発許可日と同日で受理いたします。

3番は、2番と一体利用のため、開発許可日と同日で受理いたします。

44ページ5番、45ページ6番は、開発許可済みの案件です。

報告事項第49号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、48ページから54ページです。

解約件数は19件で、解約面積は71,905.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、摘要欄記載のとおりです。

報告事項第50号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取消しについてご報告いたします。議案書のページは55ページです。

令和元年9月総会にて議決いただき、「使用貸借権の設定」にて農地転用許可をしたものですが、諸般の事情により、「所有権の移転」に権利移動いたしたく、一旦許可を取り消し、議案第46号の5番で改めて許可をいただきたく再度「所有権の移転」にて申請されたものであります。

会長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

特に何もありませんので、これをもちまして、令和元年度第11回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。

その他事務局より、連絡事項があればお願いします。

本日は、ありがとうございました。